

令和3年第418回信濃町議会定例会2月第2回会議 会議録（3日目）

（令和3年2月18日 午前10時55分）

●副議長（佐藤武雄） 休憩を解き、会議を開きます。

通告の2、森山木の実議員。

1 町の情報公開について

議席番号12番・森山木の実議員。

◆12番（森山木の実） 議席番号12番・森山木の実です。先程酒井議員の質問にもありましたが、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種、この時期が近づいてきています。マンパワー不足の中、膨大で綿密で繊細な作業になると思いますが、皆様の健康に気を付けてよろしく願いいたします。

今日は、町の情報公開の姿勢について、お聞きいたします。ずっと前、ずっと前です。まだ町長が町長じゃなかった頃ですね。町長から町政で大事なことは何だと思いかと聞かれまして、私、情報公開だと思いと答えたことがあります。覚えておられないかもしれませんが、私は今でもそう思っています。確か町長もその時に、自分もそう思うとおっしゃいましたので、覚えておられないかもしれないけれども、今でもその姿勢がおありかどうか、ちょっと後で伺いたいところだと思います。情報公開というのは、信濃町で言えば、行政の政策形成のプロセスをその主体である住民が知りたい時に知ることができる、そんな制度だと思います。これは行政の透明性の確保、また公平性の確保でもあります。透明性の確保、公平性の確保というのは、これは議会にも言えることです。今日は行政の情報公開について、お聞きしたいと思います。ということで、今日は町が住民からパブリックコメントを募集する時、つまり町が住民の意見を公募する際、資料を見られる人と見られない人がいるのは、不公平ではありませんかというテーマで質問いたします。ずいぶん前から信濃町でも、パブリックコメントという言葉が聞くようになりました。これは信濃町で言えば、行政機関が長期振興計画とか、事業の基本計画などの各種計画、また条例などを策定する際、住民の意見を参考にするための意見公募手続でありまして、これは行政手続法という法律の中で、意見公募手続として規定されているものです。パブリックコメント手続とも言います。最初にお聞きますが、町で実施されるパブリックコメントは、全部がこの行政手続法を適用しているのですか、それともパブリックコメントという言葉を使うけれども、法律は関係なく、ただのご意見募集というのも交じっているのでしょうか。そこのお聞きしたいと思います。

●副議長（佐藤武雄） 横川町長

■町長（横川正知） 森山議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今お話がご

ございましたように、国のほうでは行政手続法というのが、制定されております。これは行政が一定の活動するにあたって守るべき共通のルールを定める。そしてまたおっしゃったように、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図って、国民の権利、利益の保護に資すると、こういうことを目的とした法律であります。その中に、意見公募手続として、いわゆるパブリックコメントというのがございますが、これは行政機関が、いわゆるちょっと言葉は固いのですが、命令あるいは各省が省令で出す、政府が命令的に出す政令、そういったようなことを制定するにあたって、事前にその案をお示しして、広く国民から意見や情報を募集するというのが、いわゆる手続法に定めたパブリックコメントでございます。平成17年6月の、この行政手続法の改正によりまして、新設された手続だというふうに承知をしております。内閣または行政機関が定める法律に基づく命令または規則、審査基準、処分基準、行政指導、指針の制定についての意思決定の内容や過程を国民に対して明らかにして、国民の意見情報を把握し、その内容が適切であれば、組み入れていくという制度でございます。命令等を定めるにあたっては、根拠となる法令の趣旨に適合するものでなければならないことと、制定後も社会経済情勢情報の変化に応じて、内容の適正確保に努めなければならないとされているわけですが、公益上、緊急に命令等を定める必要がある場合や意見公募手続を実施するに値しないほど、という表現は適切かどうか、軽微な変更を定める場合にあっては、その手続を実施する必要はないというふうにされているわけでございます。町も、この行政手続法の趣旨にのっとり、法律によりますと、その努力義務としての規定があるわけでございますが、この努力義務にのっとり、町行政の運営における公平公正の確保と透明性、このことを図るということを目的として、信濃町の行政手続条例を平成8年に制定してございます。これにつきましては、中身的に手続法に準じまして、各種申請に対する処分の関係、あるいは不利益な処分に対する事柄、行政指導等々について、大まかに定めているわけでございます。今回直接的に、今行っている、信濃町が従来行っている、いわゆるパブリックコメントにつきましては、これらの行政手続法、あるいは町の条例、それに直接関連して行っているものではありません。したがって基本的な計画、あるいはより広く町民の皆さん方のご意見をお伺いしようと、こういった基本計画等々について、任意にその時の状況、事柄に応じて対応し、意見を求めているということが実態でございます。

●副議長（佐藤武雄） 森山議員。

◆12番（森山木の実） 任意という事ですね。分かりました。後で申し上げますけれども、ほかの自治体では、要綱、条例はめったにないんですけども、要綱を作ったりして、きちんと規定しているところが結構あります。信濃町には要綱はないというのを前に聞きましたので、今日はその提案もさせていただきたいと思っています。このパブリックコメントの手続というのは、町民に透明性や公平性の確保のほか、町民の町政への参画を進めていくために、大変有効な手段だと言われております。私も信濃町の太陽光

発電施設の設置に関する指導要綱策定のパブリックコメント募集の時に、コメントを寄せたんですよ。その後で、そのどんなコメントが寄せられたのか、どんな形で生かされたかが公表されたので、私はコメント送って良かったなと思いました。それでやっぱり太陽光に関しては、関心を持って、今もちょっと町中を注視しているわけです。というようなことから、結構そのパブコメ募集に関しても、関心を持っているんですけども、先日、防災無線でパブコメ募集のお知らせを聞いた時に、ふと疑問に思ったことがございました。これは第8期の介護保険事業計画の素案について、パブコメを募集するものでしたが、放送の中で素案の資料については、町のホームページを見てくださいとだけ言ったんですね。その時にホームページが見られない人、それから見ない人、どうやって資料読むのかしらねと思ったんです。確認のためちょっと課長にお聞きしますが、この介護保険事業計画の素案の資料の閲覧はホームページのほかにも、何か手段がございましたでしょうか。資料閲覧の手段はありましたか。

●副議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） はい。議員おっしゃられるとおり、信濃町の福祉計画第8期介護保険事業計画について計画の素案を、12月16日から12月28日、町のホームページで公開をし、意見を募集をさせていただきました。2週間程度の短い意見募集でもありましたし、特に関心ある皆さんには、なるべく知らなかったということがないように、ホームページで公開している旨を防災無線でお知らせをさせていただきました。そのような中でパブリックコメントにつきましては、町にも多くの計画がございますので、全ご家庭にお配りするというのも、現実的ではありませんので、どうしてもホームページという手段を使うのですけれども、確かに議員さんおっしゃるとおり、ホームページ閲覧できない方もおられます。そのような中で、放送の内容でございまして、ホームページ以外で素案の閲覧をご希望する方は、ご連絡くださいというような配慮をすれば良かったかなあというふうに思っているところでございます。

●副議長（佐藤武雄） 森山議員。

◆12番（森山木の実） 良かったかなと。私が窓口に聞きに行った時に、来てくださればお渡ししますっておっしゃった。親切だなあと思ったんですけども、今おっしゃったように、もうちょっと配慮をしていただけると、ありがたかったなと思っています。今回、今話している、その介護保険事業の計画に関してなんですが、このホームページで、その素案見たんですよ。そうしたらもう表紙込みで98ページあるんですね。これはやっぱり素案の段階で、各家庭に配るとか、そういうことは、ちょっと不可能だと思います。でも放っておけば情報格差が生まれてきてしまう。そんなことはあるんだと思うんですね。特に高齢者の方なら他人事じゃない。私も高齢者なんですけれども、介護保険事業計画は、自分に関わってきますから、情報の網から外れてしまうというのは、

令和3年第418回信濃町議会定例会2月第2回会議 会議録（3日目）

悲しいものがあるんです。誰でもが平等に情報を得る機会を作ることが必要なのではないかなと思います、どうでしょうか。

●副議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤豊） そのように思います。

●副議長（佐藤武雄） 森山議員。

◆12番（森山木の実） 総務課長にも聞きたいと思いますが、お願いします。

●副議長（佐藤武雄） 小林総務課長。

■総務課長（小林義之） 町の行政の資料という、そういう部分につきましては、以前にも議員から決算書を公民館においてほしいというようなお話もありましたので、そういう部分におきましては、いろいろな町の情報については、そのような情報の閲覧できるようなコーナーというものは必要になってくるのではないかというふうには思っております。

●副議長（佐藤武雄） 森山議員。

◆12番（森山木の実） よく覚えていますね。確かに、決算書を公民館においてくれと言いました。ありがとうございます。置いてあるんですね。良かった。見る見ないは、その人その人なんですけれども、見たいと思った人が、やっぱり見る機会がないというのは、ちょっとやっぱり問題だと思うんです。ですから、そのところをちゃんと配慮をしていただきたいと思います。こういう場合は、想定しまして、意見公募手続の条例とか、要綱があれば良いと思うのですが、町には要綱はないということなんです。長野県には県民意見公募手続に関する指針というものがあります。県ですね。ほかにも色々調べたんですけども、大阪市、私が一番最初に見たのが大阪市、それからつくばみらい市もかなり具体的に作っております。ほかにもそういう自治体、検索するとわーっと出てくるので、あちこち作っているんだなと思ったわけです。各その要綱なんですけれども、情報や資料を見たい人が、公平に見られるような規定もちゃんとあるんですね。例えばこの介護保険事業計画の素案のような、100ページ近い資料でも、見たい人が見られる方法として、もちろん信濃町で言えば、ホームページはあります。それから印刷したものを、公民館とか集会所それから病院の待合室などに置いたらどうかなと思うんです。これはだから先程の覚えていてくださった決算書ですね、あれも見るとはいないかもしれないんだけど、見たいと思った時に見られるようにしておく、それがすごく大事だと思うんです。いかがでしょうか。その提案なんですけれども、その要綱を作

令和3年第418回信濃町議会定例会2月第2回会議 会議録（3日目）

って、参考になる資料の公開方法をきちっと定めておく、そういうことに関しては、どうでしょうか。今提案したんですけれども、どうお考えでしょうか。

●副議長（佐藤武雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 行政を進めるうえで、町民の皆さんと共に、情報を共有しながら進めていくというのは、極めて大事なことだというふうに思っています。今、要綱というか指針なり、その公開にあたって、一定の基準を基に作ったらどうかということがございます。ほかの自治体でも、そういう指針を作っているというような、主に市関係が中心になっているかなというふうに思うのですが、行政手続法云々ということではなくて、行政を進めるにあたっての町独自としても、情報公開のある姿、そういうったことの意味でも、その見られる機会の拡大といいますか、それについては、十分また事務的な検討を進めたいというふうに思います。

●副議長（佐藤武雄） 森山議員。

◆12番（森山木の実） 今のは、作ろうかなという、そういうお答えでしたかね。作るぞという決意でも、ちょっとお願いいたします。

●副議長（佐藤武雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 今申し上げたことは、私の立場で申し上げたわけでございますから、それに向けて、どういう方向が取れるだろうかという事で研究を進めたいということでございます。

●副議長（佐藤武雄） 森山議員。

◆12番（森山木の実） あちこちの要綱を読みましたが、そんなに難しいものではなかったです。優秀な職員の方が作ってくださると思うので、期待しております。この情報公開そのものに関しては、地域や団体の意思決定に際しても、大変重要なんだと思っています。民主主義は多数決だという人も、そういう考えもあるかもしれませんが、私は合意に至るまでのプロセスが民主主義の道だと思っています。そのプロセスの入り口が情報で、この情報があるからこそ意見が出ますし、議論がおきる。そして少数意見も大事にしながら、合意形成をしていける。それが民主主義の理想だと思っています。パブリックコメントの資料というのは、小さなことだったかもしれませんが、多様な状態の住民に対する配慮のためパブリックコメント手続の要綱なり指針なりを是非、作っていただいて誰もが町の計画や条例策定について、意見が述べられるよう、そして町政に関心を持って、できるだけ参画していただけるようとしましよう提案いたしまして、

令和3年第418回信濃町議会定例会2月第2回会議 会議録（3日目）

私の質問を早いですが、すみません、終わりますと言ったけど、もうちょっと一言いいですか。町長の情報公開に対する姿勢を聞きたいんですけど、いいですか。

●副議長（佐藤武雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 行政を執行する立場としても、私は先程言いましたように、協働の、いわゆる協力しながら働くという協働の町づくりということも申し上げているわけでございます。その前提になるのは、同じベースで、それぞれがお互いに考え合い、意見を出し合うということが、きわめて大事な要素になってくるんだろうというふうに、私は常々ずっとそういうふうに思っております。そういう中ではしっかりとまたそういう方向性を堅持しつつ、町政運営にも進めてまいりたいというふうに思っております。

●副議長（佐藤武雄） 森山議員。

◆12番（森山木の実） 心強いお言葉ありがとうございました。これで終わります。

●副議長（佐藤武雄） 以上で森山木の実議員の一般質問を終わります。
この際申し上げます。昼食のため、午後1時まで休憩とします。

（午前11時16分 終了）